令和 5年(2023年)9月14日 子 ども 文 教 委 員 会 資 料 子ども教育部保育園・幼稚園課

(第85号議案)

中野区保育所保育料等の徴収等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正目的

多子世帯の子育てにおける経済的負担を軽減するため、都の補助事業(保育所等利用多子世帯負担軽減事業)を活用し、認可保育所等に通園する第2子の保育料について、収入や第1子の年齢にかかわらず令和5年10月から無償とする。

2 改正内容等

認可保育所等の0~2歳児クラスの住民税課税世帯における第2子について、区で定める児童一人あたり月額保育料を半額から無償とする。

※第3子以降は既に無償化済。

《現行制度との比較》

児童の状況等	第2子		第3子以降	
	第1子 修学前	第1子 小学生以上	第1子 修学前	第1子 小学生以上
国の制度	保護者負担 1/2	全額保護者負担	無償	保護者負担 1/2
都の制度 (9月まで)	保護者負担 1 / 2		無償	
都の制度 (10月以降)	<u>無償</u>		無償	

3 施行日 令和5年10月1日

4 新旧対照表 別紙のとおり

第1条~第3条 (略)

(保育料の額)

第4条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯において、教育・保育給付認定子どもより年長の特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「施行令」という。)第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)がいるときの当該教育・保育給付認定子どもに係る保育料は、無料とする。

4 · 5 (略)

第5条~第11条 (略)

附 則 (略)

別表第1~別表第3 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年10月1日から施行す る。

(経過措置)

2 改正後の第4条第3項の規定は、令和5年10 月以後の月分の保育料について適用し、同月前の 月分の保育料については、なお従前の例による。 第1条~第3条 (略)

(保育料の額)

第4条 (略)

2 (略)

- 3 第1項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯において、教育・保育給付認定子どもより年長の特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「施行令」という。)第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)がいるときの当該教育・保育給付認定子どもに係る保育料の額は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 教育・保育給付認定子どもより年長の特定被 監護者等が1人の場合 第1項の規定により 定められた保育料に100分の50を乗じて 得た額
 - (2) 教育・保育給付認定子どもより年長の特定被 監護者等が2人以上の場合 無料

4 · 5 (略)

第5条~第11条 (略)

附 則 (略)

別表第1~別表第3 (略)